

(JNNC 訳)

総括所見フォローアップ
女性差別撤廃委員会からの手紙

REFERENCE: MK/follow-up/Japan/71

2018年12月17日

在ジュネーブ国際機関日本政府代表部常駐代表
伊原純一様

閣下

私は、女性差別撤廃委員会（CEDAW）総括所見に関するフォローアップ報告者として、2016年2月に開催された第63会期における日本の第7次・8次定期報告書の検討結果について述べる榮譽を得ています。同会期の終わりに、委員会の総括所見（CEDAW/C/JPN/CO/7-8）が貴代表部に送られました。総括所見のフォローアップに関するパラグラフ55において、委員会が日本に対し、総括所見のパラグラフ13(a)、21(d)及び(e)に盛り込まれている勧告を履行するためにとられた措置について、2年以内に書面で情報を提供するよう要請したことを思い起こされることと存じます。

委員会は、2018年4月、CEDAWのフォローアップ手続きにもとづき、1ヵ月遅れで提出されたフォローアップ報告（CEDAW/C/JPN/CO/7-8/Add.1）を歓迎します。2018年11月、ジュネーブで開催された第71会期において、委員会はこのフォローアップ報告を検討し、以下の評価を決定しました。

委員会は、総括所見パラグラフ13の勧告において、締約国に「民法を改正し、女性の法的婚姻最低年齢を男性と同じ18歳に引き上げること、夫婦の氏の選択に関する法律の改正によって、女性が婚姻前の氏を保持することができるようにすること、及び離婚後の女性の再婚禁止期間を完全に廃止すること」を求めました。この勧告に関して、

委員会は、締約国が、2018年3月、国会に、女性の法的婚姻年齢を18歳に引き上げ、婚姻可能年齢を男女とも18歳にするという法案を提出したという情報を歓迎します。委員会はさらに、再婚禁止期間を100日に短縮した民法の一部を改正する法律が可決されたことを歓迎します。しかしながら委員会は、締約国が、女性が婚姻前の氏を保持することができるようにするための法的措置をなんらとっていないこと、及び締約国が、女性の再婚禁止期間を廃止していないことを遺憾に思います。委員会は、勧告を履行するためいくつかの実質的措置をとったとみなします。委員会は、勧告が「**実質的に履行されている**」と評価します。

委員会は、締約国によって提供された情報は詳細かつ広範で、勧告に完全に応えていると認めます。従って、提供された情報の質を「**満足なもの**」と評価します。

委員会は、総括所見パラグラフ13に関して、締約国が**次回定期報告**において下記についてとられたさらなる行動についての情報を提供するよう、勧告します。

1. 婚姻後女性が、婚姻前の氏を保持することを可能にする法律の制定を行なうこと。
2. 女性に課せられている離婚後の再婚禁止期間を全廃すること。

委員会は、総括所見パラグラフ21において、締約国に「**アイヌ、部落、在日コリアン女**

性及び移住女性をはじめとする民族的及びその他のマイノリティ女性に対する攻撃を含む、人種的優位性及憎悪を主張する性差別的発言や宣伝を禁止し、処罰する法律を制定すること」を求めました。この勧告に関して、

委員会は、不当な差別的発言や態度への対策法と部落差別解消法の制定を歓迎します。しかしながら、前者の範囲が非常に限定されていること、両者ともジェンダーの視点が欠如していること、及び2つの法律が差別を禁止する条文を含んでいるかどうかが明確でないことを遺憾に思います。いずれの法律も、いかなる罰則も規定していません。委員会はまた、締約国がアイヌの人々への差別に関する法的措置を何も取らなかったことについても、遺憾に思います。委員会は、締約国が勧告の履行のためにいくつかの措置を取ったと考えます。委員会は、勧告が「部分的に履行されている」と評価します。

委員会は、締約国によって提供された情報は詳細かつ広範であるものの、勧告に完全に答えていないとみなします。従って、提供された情報の質を「部分的に満足なもの」と評価します。

締約国に「独立した専門家機関を通じて、差別的なジェンダー・ステレオタイプ及び、アイヌ、部落、在日コリアン女性及び移住女性への偏見を根絶するために取られた措置のインパクトの監視と評価を、定期的に行なうこと」を求めた勧告に関しては、

委員会は、締約国によって提供された、特定のマイノリティ・グループの女性に対する差別の分野における政府の政策を知らせる2つの重要な調査を行っているとの情報を歓迎します。委員会はさらに、法務局及び地方法務局における相談体制の強化も歓迎します。これらは重要な措置ですが、委員会は、締約国におけるマイノリティ・グループの女性に対する差別を根絶するためにとられた措置の影響を監視し評価する、独立した専門家機関がないことを遺憾に思います。委員会は、締約国が勧告を履行するためのいかなる措置もとっていないとみなします。委員会は、勧告が「履行されていない」と評価します。

委員会は、締約国によって提供された情報は詳細かつ広範で、勧告に応じていると認めます。従って、提供された情報の質を「満足なもの」と評価します。

委員会は、総括所見パラグラフ 21 に関して、締約国が次回定期報告において下記についてとられたさらなる行動についての情報を提供するよう、勧告します。

1. アイヌ、部落、在日コリアン女性及び移住女性をはじめとする民族的及びその他のマイノリティ女性に対する攻撃を含む、人種的優位性及憎悪を主張する性差別的発言や宣伝を禁止し、処罰する法律を制定すること。

2. 差別的なジェンダー・ステレオタイプ及び、アイヌ、部落、在日コリアン女性及び移住女性への偏見を根絶するために取られた措置のインパクトの監視と評価を、定期的に行なう権限を持つ独立した専門家機関を設置すること。

閣下に対し、心からの敬意を表します。

ヒラリー・グベデマ
女性差別撤廃委員会 フォローアップ報告者